ŌMIYA NEWS

No.151　2024年3月13日　JR 東労組大宮地本

大地申第20号　　第１回交渉　3月6日開催！

項目に入れず！「前段議論」で認識合わず…

団体交渉「中断」

・・・前段議論ポイント・・・

本日10：00～12：00、15：15～15：30で申20号交渉を行いました。
会社が内容的に不誠実な回答に終始したため、項目に入れず中断。

項目に入る前の前段議論で…

①発令された懲戒処分と転勤について議論すること。これは義務的団体交渉事項であること。
②この交渉は当該組合員に発令された処分と転勤が正当か否かを議論する場であるということ。
この2点を確認した上で、時系列を明らかにしていくために…

重要

組合：処分が出された１月１９日までの経過を明らかにして議論していくこと

会社：起きた事象については明らかにできるが、面談内容については『個人の懲戒に関わること』なので交渉での回答は控えさせていただく

組合：「面談内容などは昨年の申3号で明らかにしてきたのに、今回の交渉で明らかにできない理由が分からない」

組合：「『協約協定』や『義務的団交事項に懲戒について団体交渉事項と謳われているのに『個人の問題』として議論出来ないというのは、協約や義務的団交事項を履行しないと言っているものであり、問題である』

会社：個人の懲戒に関わることなので交渉での回答は控えさせていただく　と繰り返し回答

組合：「誠実団交義務違反になる」→→→**会社**：「これ以上の回答が出来ない」

これ以上の回答が出来ないこと、過去の交渉の現実がつかめないため、現状の回答では「不誠実団交である」という指摘をしました。
改めて会社の判断で中断を申し入れられ、交渉は終了しました。

―私たちは訴えます！―

時系列を明らかにできないのに話し合い？それでは対策も立てられず原因究明などできない！こんなことはあり得ない！でもこれが今の会社姿勢だ！
この事実を明らかにして、私たちは真実を広め、働く者の利益を守り抜こう！